

# 一般社団法人埼玉県消防設備協会の正会員への入会及び消防用設備等点検済表示登録(ラベル)会員への加入について

入会(正会員)・登録(ラベル会員)を希望する

消防用設備等の保守点検業務を生業として  
実施している(実施する) | 実施していない(実施しない)

希望しない | 希望する

表示登録会員になることを

希望しない | 希望する

協会の正会員になることを

※協会と表示登録会員とに両方加入する場合は、図の二重線に沿って手続きを行います。表示登録会員の登録申請を行った後に協会の入会申請を行うことが望ましい。

協会の正会員になることができない

表示登録会員としての資格審査書類を提出

点検推進指導員が確認訪問をする

点検済表示管理委員会の審査を受ける

承認されない

承認

【審査項目】

- ・点検する設備に応じた資格の保有状況 (資格の種類・保有人数等)
- ・事業所等の所在地
- ・点検に必要な機器工具の保有状況
- ・点検業務を継続して行いうる経済的基盤
- ・損害保険等の加入状況 等

推薦を受けるために下記の関係団体に加入しなければならない

- ◎ 埼玉県管工事業協同組合連合会
- ◎ 埼玉県電気工事工業組合
- ◎ 埼玉県消防設備協同組合
- ◎ 埼玉県火災報知機協会

※各団体により入会の資格、入会金、年会費等が異なる

各団体の推薦書類に必要事項を記入し、協会事務局に提出  
(申請手続きは所属の関係団体が実施する。)

理事会で、入会の審査・承認を行う

入会が承認される

入会が承認されない

消防用設備等点検済表示登録会員  
(協会の会員以外)

◆新規登録手数料	20,000円
◆2年ごとの更新手数料	10,000円
◆ラベル交付手数料	
消火器用	20円/1枚
その他の消防用設備等用	100円/1枚

消防用設備等点検済表示登録会員  
(協会の会員)

◆新規登録手数料	10,000円
◆2年ごとの更新手数料	5,000円
◆ラベル交付手数料	
消火器用	12円/1枚
その他の消防用設備等用	65円/1枚

## ◆制度の目的

- 防火対象物の消防用設備等の適正な点検整備の実施 (点検設備の漏れ、点検時期の漏れ等の防止等)
- 防火対象物の関係者、利用者に対し、安心感を付与

## ◆特性

- 全国统一の制度であり、総務省消防庁が推奨

## ◆表示登録会員であることの効用等

- 表示登録会員であれば、「消防用設備等の点検結果報告書」の消防用設備等の種類ごとの点検票の添付を省略可(消防長、消防署長が適当と認める場合)
- 防火対象物の関係者、消防機関をはじめ地方公共団体等行政機関等から信頼度が向上 (要請があれば、懸案事項について協会が仲立ち連絡を行う。)
- 協会から、関係機関・団体等からの情報を提供及び登録会員相互に情報を交換
- 表示登録会員であることの会員証を事業所に掲示可
- その他、防火防災、消防用設備等の点検に係るパンフレットを協会が廉価で斡旋

不適正点検、点検済票の未貼付等  
制度の信用を失墜させる行為を  
行った場合は登録の抹消を行う

## 協会の正会員

### ◆入会金・年会費の納入

入会金：10,000円 年会費：18,000円

### 遵守事項・資格、効用等

- 遵守事項
  - 協会目的(特に消防用設備等の保守点検の適正化を図ること)を理解し、その目的達成のため、会員として責任ある活動(行為)をすること
- 資格、効用等
  - ・定時総会等での協会の運営に対する発言権、理事選定の投票権を保有
  - ・協会会員章の掲示
  - ・協会等から消防用設備等の保守点検等に係る情報を提供
  - ・懸案事項等について、協会が関係行政機関・団体との仲立ち、連絡を実施
  - ・会員(所属事業所)の信頼・信用度(ステイタス)が向上
  - ・その他、防火防災、点検業務に係るパンフレットを協会が廉価で斡旋

必要な入会条件を満たす  
まで入会できない